

告 示

埼玉県熊谷県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和七年十月二十一日

埼玉県熊谷県税事務所長 根 岸 幹一郎

氏名又は名称	有限会社 日出石油
代表者の氏名	代表取締役 沼上 友彦
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県熊谷市平戸二千二百二十二番地
指定取消年月日	令和七年九月三十日